

○沖縄県立看護大学地域協働連携センター設置規程

(平成 29 年 3 月 17 日)

(設置)

第 1 条 地域住民との協働による健康づくり等への取り組み、他機関との連携による大学機能の拡大及び島しょ看護の人材育成等大学の地域貢献を推進するため、沖縄県看護大学学則(平成 11 年沖縄県規則第 24 号)第 58 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学地域協働連携センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域住民との連携に関すること
- (2) 他機関との連携に関すること
- (3) 島しょ看護の人材育成に関すること
- (4) 生涯学習の支援に関すること
- (5) 学生ボランティアに関すること
- (6) その他センターが必要と認めた事項

(職員)

第 4 条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 事務職員

2 センター長は学長が指名し、沖縄県立看護大学教員をもって充てる。

3 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(地域協働連携センター運営委員会)

第 5 条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、地域協働連携センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の制定により、「沖縄看護実践開発支援室運営委員会規程」を廃止する。